

「佐賀県発注工事における現場代理人の兼任の取扱い」の改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
佐賀県発注工事における現場代理人の取扱い <u>(令和 7 年 4 月 1 日適用)</u> 1 (略) 2 現場代理人の設置 (1) 受注者は、佐賀県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する現場代理人を工事現場に設置しなければならない。 (2) 現場代理人は、請負契約ごとに 1 名とする。ただし、<u>近接工事の要件に該当し</u>、発注者が複数の請負契約にかかる工事現場の兼任を認めた場合は、この限りではない。 (3) 現場代理人は、発注者の承諾を得て交代することができる。 (4) 現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。ただし、下記 3 に規定する期間及び 4 により兼任を認められたときを除く。この場合の常駐とは、工事現場稼働中は、常に現場又は現場事務所に滞在することをいう。 3～6 (略) 7 その他の注意事項 (受注者の責任) (1) 受注者が、現場代理人を兼任させる場合は、受注者自らの責任により行うものとする。 (現場代理人の兼任に伴う諸経費調整) (2) 現場代理人を兼任したことに伴う、諸経費調整は行わない。<u>ただし、近接工事の場合は従来の取扱いどおり、諸経費調整を行うものとする。</u> (記載内容の虚偽) (3) 提出された「現場代理人等届出書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行う。 附 則 (平成 25 年 2 月 13 日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 25 年 2 月 19 日から平成 26 年 3 月 31 日に公告を行う工事に適用する。 ～中略～ (令和 7 年 3 月 7 日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和 5 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事等に適用する。	佐賀県発注工事における現場代理人の取扱い <u>(令和 7 年 9 月 1 日適用)</u> 1 (略) 2 現場代理人の設置 (1) 受注者は、佐賀県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する現場代理人を工事現場に設置しなければならない。 (2) 現場代理人は、請負契約ごとに 1 名とする。ただし、発注者が複数の請負契約にかかる工事現場の兼任を認めた場合は、この限りではない。 (3) 現場代理人は、発注者の承諾を得て交代することができる。 (4) 現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。ただし、下記 3 に規定する期間及び 4 により兼任を認められたときを除く。この場合の常駐とは、工事現場稼働中は、常に現場又は現場事務所に滞在することをいう。 3～6 (略) 7 その他の注意事項 (受注者の責任) (1) 受注者が、現場代理人を兼任させる場合は、受注者自らの責任により行うものとする。 (現場代理人の兼任に伴う諸経費調整) (2) 現場代理人を兼任したことに伴う、諸経費調整は行わない。 (記載内容の虚偽) (3) 提出された「現場代理人等届出書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行う。 附 則 (平成 25 年 2 月 13 日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 25 年 2 月 19 日から平成 26 年 3 月 31 日に公告を行う工事に適用する。 ～中略～ (令和 7 年 3 月 7 日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和 5 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事等に適用する。

改正前	改正後
	<u>(令和7年9月1日通知)</u> <u>この取扱いは、令和7年9月1日から適用する。</u>